

<p><u>(9) および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が終了した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</u></p> <p><u>(5) 計量器の読みは、次によります。</u></p> <p><u>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</u></p> <p><u>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、あらかじめお客さまにお知らせをして、最小位までとすることがあります。</u></p> <p><u>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行う場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</u></p> <p><u>(6) 使用電力量および最大需要電力は、原則として供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</u></p> <p><u>(7) 使用電力量の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p><u>(8) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(9)の場合を除き、次によります。</u></p> <p><u>イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(2)に準じ</u></p>		<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	--	---

<p><u>て計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</u></p> <p><u>ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力量計ごとに(4)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</u></p> <p>(9) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別紙4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(10) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できない時等は、使用電力量または最大需要電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別紙4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できない時等は、使用電力量または最大需要電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>31 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) お客さまは、料金（32（延滞利息）の規定による延滞利息を含みます。）を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) お客さまが、口座振替の方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされ</p>	<p>31 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) お客さまは、料金（32（延滞利息）の規定による延滞利息を含みます。）を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) お客さまが、口座振替の方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされ</p>	

<p>たときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(5) 口座振替の方法によりお支払いいただいている場合であって、お客さまの指定する口座から引落としがなされなかった料金は、払込みによりお支払いいただきます。</p> <p>(6) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を、払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(7) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下、「<u>債権回収会社</u>」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの方法で現金によりお支払いいただきます。</p> <p>イ <u>当社が指定した金融機関等における 収納制度を利用した支払い</u></p> <p>ロ <u>当社の営業所等における支払い</u></p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) お客さまが、料金を払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、当社が指定した金融機関等に払込まれたとき、<u>または当社の営業所等において支払がなされたとき</u>に、当社に対する支払いがされたものといたします。</p>	<p>たときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(5) 口座振替の方法によりお支払いいただいている場合であって、お客さまの指定する口座から引落としがなされなかった料金は、払込みによりお支払いいただきます。</p> <p>(6) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を、払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(7) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関でお支払いいただきます。</p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) お客さまが、料金を払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、当社が指定した金融機関等に払込まれたときに、当社に対する支払いがされたものといたします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	--	---

<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2019年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2020年4月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>(変更)</p>
---	--	-------------